

改正案	現行
<p>(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)</p> <p>第十条 法第四十三條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第二條第八項第五号又は第六号の行為により債券(同条第一項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)を取得させ又は売り付けようとする際に、当該債券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客に対して説明を行つていない状況</p>	<p>(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)</p> <p>第十条 法第四十三條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(新設)</p>